

■保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。平成24・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

後期高齢者医療 制度のお知らせ

「保険料率」 の見直しについて

●均等割(被保険者が等しく負担)

平成22・23年度 (年額) 44,192円	⇒	平成24・25年度 (年額)47,709円 (3,517円増)
------------------------------	---	---------------------------------------

●所得割(被保険者の所得に応じて負担)

平成22・23年度 10.28%	⇒	平成24・25年度 10.61% (0.33ポイント増)
---------------------	---	------------------------------------

●賦課限度額(1年間の保険料の上限額)

平成22・23年度 50万円	⇒	平成24・25年度 55万円 (5万円増)
-------------------	---	-----------------------------

***平成24年度の
保険料額は、
7月に個別に
お知らせしま
す。**

◆保険料の計算方法(平成24年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 47,709円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得-33万円) ×10.61%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	---	---	--------------------------------

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

■保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。
(軽減の内容は、平成23年度までと変更ありません。)

①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成24年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,770円	約300円増
33万円	8.5割軽減	7,156円	約500円増
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数) ※単身世帯の方は該当しません	5割軽減	23,854円	約1,800円増
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	38,167円	約2,800円増

- 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

②所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から 33 万円を引いた額が 58 万円以下の方	5 割軽減

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減になります。

■年間保険料額の例

●単身世帯（世帯主）の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成 24 年度	前年度比
80 万円	9 割	—	4,700 円	300 円増
153 万円	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
168 万円	8.5 割	5 割	15,100 円	800 円増
180 万円	2 割	5 割	52,400 円	3,200 円増
211 万円	—	5 割	78,400 円	4,400 円増
250 万円	—	—	150,600 円	6,700 円増

●夫婦 2 人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が 80 万円以下の場合

年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成 24 年度	前年度比
80 万円	夫	9 割	—	4,700 円	300 円増
	妻				
153 万円	夫	8.5 割	—	7,100 円	500 円増
	妻				
168 万円	夫	8.5 割	5 割	15,100 円	800 円増
	妻		—	7,100 円	500 円増
180 万円	夫	5 割	5 割	38,100 円	2,200 円増
	妻		—	23,800 円	1,800 円増
211 万円	夫	2 割	5 割	68,900 円	3,800 円増
	妻		—	38,100 円	2,800 円増
250 万円	夫	—	—	150,600 円	6,700 円増
	妻			47,700 円	3,600 円増

◇お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南 2 条西 14 丁目

国保会館 6 階

（電話 011-290-560

1）

住民課 戸籍年金医療グループ

（電話 34-2121 内線 414）

